

IC カード 関係

⑧ 第 1 種身体障がい者・介護者及び第 1 種知的障がい者・介護者用 特別割引 IC カード取扱規程（規則）

2017. 4. 1 制定

2020. 3. 16 改正

（目的）

第 1 条 この規程は IC カード取扱規則（以下「IC 規則」という。）に規定された IC カードのうち、「第 1 種身体障がい者・介護者及び第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カード」（以下「特別割引用 IC カード」という。）により当社を利用する場合に必要な事項を定める。

（適用範囲）

第 2 条 特別割引用 IC カードの取扱いについては、IC 規則のほか、この規程によるものとする。

2 この規程が変更された場合、以後の特別割引用 IC カードによる旅客の取扱い等については、変更された規程の定めるところによる。

3 この規程に定められていない事項については、旅客営業規則（以下「規則」という。）および別に定めるものによる。

（注）別に定めるものとは次のものをいう。

（1）法令によるもの

① 鉄道営業法

② 鉄道運輸規程および軌道運輸規程

（2）当社が定めるもののうちで主なもの

① 旅客営業規則同取扱細則

② 旅客取扱関係規程類集に定める規程類

（3）特別割引用 IC カードに関して発行者である株式会社スルッと KANSAI が定めるもの

第 1 種身体障がい者・介護者、及び第 1 種知的障がい者・介護者用
特別割引 IC カード利用約款

（用語の意義）

第 3 条 この規程における主な用語の意義は、IC 規則の定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）「本人用カード」とは、第 1 種身体障害者（以下「身体障害者」という。）または第 1 種知的障害者（以下「知的障害者」という。）が使用可能な特別割引用 IC カードをいう。

（2）「介護者用カード」とは、身体障害者および知的障害者が本人用カー

IC カード関係

ドで乗車する際、介護者として同行する旅客のみが使用可能な特別割引用 IC カードをいう。

(介護者用カードの記名人)

第4条 介護者用カードの記名人とは、本人用カードに記載された氏名とする。

(使用資格)

第5条 本人用カードは、身体障害者または知的障害者が使用することができる。

2 介護者用カードは、IC 規則第 20 条第 1 項にかかわらず、係員が介護能力のあると認められる者が、記名人本人に同行する場合にのみ使用することができる。

(規程等の変更)

第6条 この規程およびこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することができる。

(使用方法)

第7条 身体障害者または知的障害者は、本人用カードを用いて乗車するときは、介護者を同行させ、自動改札機による改札を受けて入場し、自動改札機による改札を受けて出場しなければならない。

2 前項の介護者は、必ず身体障害者または知的障害者本人の介護者用カードで乗車しなければならない。

3 身体障害者または知的障害者が車椅子を使用しているときは、介護者を 2 名まで同行させることができる。この場合、介護者用カードを使用しない介護者は、券売機等により割引普通乗車券を購入し、同乗車券で同行することができる。

4 身体障害者および知的障害者が、本人用カード以外の乗車券を用いて乗車するときは、介護者は介護者用カードを使用することはできない。

(運賃の適用)

第8条 前条に規定する使用方法により、特別割引用 IC カードを使用する場合、出場時に特別割引用 IC カードに対して、普通旅客運賃を 5 割引した額を収受する。

IC カード関係

(身体障害者手帳および療育手帳の携帯)

第9条 身体障害者または知的障害者は、特別割引用 IC カードを使用する場合、身体障害者手帳または療育手帳を携帯して、係員の請求があった場合は、いつでも呈示しなければならない。

(前回使用時の着駅情報がない特別割引用 IC カード)

第10条 身体障害者、知的障害者またはその介護者から運賃または不足額を現金で収受する場合で、不正乗車とならない場合は、第8条の規定による。ただし、身体障害者手帳または療育手帳の呈示がない場合は、第8条の運賃は適用しない。

(無効となる場合)

第11条 IC カード取扱規則第24条のほか、次の各号の1に該当する場合には、IC カードを無効として回収する。

- (1) 本人用カードを介護者用カードと同時かつ同区間以外で使用した場合
 - (2) 介護者用カードを本人用カードと同時かつ同区間以外で使用した場合
- 2 IC カード取扱規則第24条または前項により本人用カードを無効として回収した場合、本人の介護者用カードも無効として回収する。また、介護者用カードを無効として回収した場合、記名人の本人用カードも無効として回収する。

(使用停止)

第12条 IC カード取扱規則第24条または前条に該当する事実が判明した場合は、特別割引用 IC カードを使用停止することがある。

- 2 前項の規定による使用停止に際し、身体障害者および知的障害者に対し、特別割引用 IC カード発行事業者から情報を得て、告知をする場合がある。
- 3 第1項の規定による使用停止に対して、当社はその責を負わない。

(免責事項)

第13条 IC カード取扱規則第8条または前2条により、特別割引用 IC カードが使用できず、第8条に規定する運賃の割引が適用されない場合でも、当社はその責を負わない。

ICカード関係

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがある。
- 2 前項による変更に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。